

保育所等訪問支援

就学前児童は利用料はかかりません。

(3歳児以上の方は国の無償化対象により、3歳児未満の方は新ひだか町児童発達支援等利用者助成金支給要綱による。)

⑤利用単位は1回 1,921円 (基本) (ケアニーズ対応加算対象の方は1回2,041円)

保育所等訪問支援給付費基本部分	1071 単位
訪問支援員特別加算 (I)	850 単位
ケアニーズ対応加算 (重症心身障害児等に対して支援の提供) ※対象となる方のみ	120 単位

+

⑥下記加算は利用回数分

初回加算 ※初回のみ		200 単位
家族支援加算 (I) 個別 ※(I)と(II)合算で月4回まで	(イ) 居宅訪問(1h以上)	300 単位
	(ロ) 居宅訪問(1h未満)	200 単位
	(ハ) 対面 (センター内)	100 単位
	(ニ) オンライン (電話等)	80 単位
家族支援加算 (II) グループ ※(I)と(II)合算で月4回まで	(イ) 対面 (センター内)	80 単位
	(ロ) オンライン (電話等)	60 単位
関係機関連携加算 ※月1回まで		150 単位

+

上記⑤と⑥単位の合計に、次の処遇改善加算の割合をかけます。

福祉・介護職員等処遇改善加算 (I)	12.9 %
--------------------	--------